

視覚障害者が歩行中に、フェンスの未設置により川に転落し傷害を負ったとして、国賠法2条1項に基づき損害賠償請求がなされた事例

(令和6年5月15日長崎地方裁判所佐世保支部判決)

国土交通省 道路局 道路交通管理課

主 文

- 1 被告は、原告に対し、337万9111円及びこれに対する平成31年1月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを10分し、その3を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、1023万9982円及びこれに対する平成31年1月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

原告は、被告が管理する川沿いの土地を通行していた際、川に転落して傷害を負った（以下、原告が転落した箇所を「転落場所」といい、原告が転落した事故を「本件事故」という。）。

本件は、原告が、転落場所に転落防止用のフェンスが設置されていなかったことが公の営造物の管理の瑕疵に当たると主張して、転落場所を管理する被告に対し、国家賠償法2条1項に基づき、損害賠償金1023万9982円及びこれに対する本件事故が発生した日である平成31年1月31日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いがなければ弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 原告（昭和26年3月2日生）は、転落場所の近くに住む者である。

原告は、本件事故当時、両眼の網膜色素変性症により視野狭窄の障害があるとして、両眼の視野

10度以内かつ損失率95%以上を理由に、身体障害者手帳（障害程度等級2級）の交付を受けていた。

イ 被告は、転落場所の土地を所有、管理する普通地方公共団体である。

(2) 本件事故の発生

ア 原告は、平成31年1月31日午後6時10分頃、A市B町を流れる〇〇川護岸沿いを下流方面に向かって通行していた際、転落場所から〇〇川に転落した。

イ 転落場所は被告が管理する〇〇川（普通河川）の側道である（以下、転落場所付近で屈曲する〇〇川に沿って南方向に延びる道を「本件通路」という。）。付近にはC郵便局（以下、単に「郵便局」という。）やD（以下「大型商業施設」という。）がある。

ウ 本件事故当時、転落場所付近の護岸沿いでは、約19.5メートルの区間にわたって転落防止用のフェンスが設置されていなかった。一方、この区間を除く上流側及び下流側には、パラペットの上成人男性の肩の高さほどのフェンスが設置されていた。

(3) 負傷状況及び治療経過の概要等

原告は、本件事故当日、救急搬送されてE病院に入院し、退院後はF病院に通院した。その概要は次のとおりである。

ア E病院における負傷状況の診断

頸椎捻挫、胸椎圧迫骨折、前額部挫創、左小指挫創

イ 治療経過の概要

(ア) E病院

入院（平成31年1月31日から平成31年2月16日まで。入院日数17日）

通院（令和2年5月11日から令和2年6月2日まで。実通院日数3日）

(イ) F病院

通院（平成31年2月18日から令和2年6月29日まで。実通院日数120日）

(4) 後遺障害診断の内容

原告は、令和2年6月29日、F病院において、同日を症状固定日とする後遺障害診断を受けた。同病院の医師が作成した後遺障害診断書には、傷病名として、第7胸椎圧迫骨折、外傷性頸肩症候群、前額部挫創、左小指挫創が挙げられ、自覚症状として、首筋、手、足のしびれのほか、睡眠時に首を動かした際、背中、首、両側脇腹等に激痛が走ること等の記載がある。

また、醜状障害として、頭部に縦3.8センチメートル、横3.2センチメートルの痕が後遺していることが示されている。

2 争点及びこれに対する当事者の主張

(1) 営造物の瑕疵の有無（争点1）

（原告の主張）

本件通路は、被告が管理する〇〇川の側道であり、国家賠償法2条の地方公共団体が管理する道路、河川に該当する。近隣に大型商業施設が進出したことから、転落場所付近を通行する利用者が増加していた。また、護岸の高さが2メートルと高く、過去にも転落事故が発生しており、近隣住民から転落場所についてフェンスの設置要請がなされていたこと、平成16年3月31日付け道路局長通達「防護柵の設置基準」（以下「防護柵設置基準」という。）によれば歩行者等の転落防止を目的として設置する柵の路面から上端までの高さの基準が1.1メートルであることからすれば、河川及び河川に接続する道路の管理者である被告は、転落場所付近の場所的環境や利用状況の変化に対応して、〇〇川へ

の転落防止措置を講じて、その安全性を確保すべきであったにもかかわらず、転落場所付近には、高さ約40センチメートルのパラペットが設けられているだけであり、転落防止のための十分な措置が講じられているとはいえ、通常備えるべき安全性を欠いており、瑕疵があった。仮に、本件通路が道路法上の道路に該当しないとしても、道路の安全基準が類推適用されるべきであり、通常備えるべき安全性を欠いており、瑕疵があったといえる。

なお、転落場所付近の幅員は約5メートルにすぎず、原告が駐車車両とパラペットの間を通行しようとしたのは、後方から進行してくる可能性がある車両に接触されることを防止するためであり、通常予測される行動である。

(被告の主張)

否認し、争う。転落場所付近は、下記のとおり、通常備えるべき安全性を欠いていたとはいえ、瑕疵はない。

ア 本件通路は、道路法2条1項が定める道路ではなく、河川管理のために被告が所有する土地にすぎない。そのため、防護柵設置基準が転落場所付近の管理基準として直接適用されるわけではないし、道路と同等の基準での安全性が求められるものでもない。

本件通路は、河川管理施設であり、河川法3条1項にいう「河川」に該当する（なお、〇〇川は普通河川であり、河川法の適用のある河川ではないが、河川管理施設の安全基準について別異に取り扱う実質的な理由はない。）。河川については、平成24年3月付け「河川の自由使用等に係る安全対策に関する提言」が存在し、同提言によれば、ある程度利用者の自己責任に委ねた上で自由使用を許容するという考え方も必要である旨指摘されている。本件でも、転落場所付近の利用者が増加したことにより、ある程度の安全性を備えるべきことは当然であったとしても、ある程度利用者の自己責任に委ねた上で自己使用を許容すべきである。そして、転落場所にはパラペットが存在したのであるから、転落防止措置として十分な安全性を有していた。

なお、転落場所付近は、土砂等の堆積が常態化する箇所であり、〇〇川に重機を下ろして作業するという河川管理行為を行うために敢えてフェンスを設置しておらず、フェンスを設置していないことには合理性がある。また、転落場所付近で、過去に転落事故が起きたことはなく、本件事故以前にフェンス設置の要望が出されたこともない。

イ 転落場所付近は、約8.1メートルの道幅があるにもかかわらず、原告は、日常の歩行ルートから外れて、敢えて駐車車両とパラペットの間という狭いルートを選択して通行しようとしたのであり、そのような原告の行為は、設置管理者である被告において通常予測することのできないものであるから、営造物の設置及び管理に瑕疵はない。また、原告は、本件事故以前に遭った交通事故（平成31年1月13日に発生したもの。以下「先行事故」という。）により受傷していたことに加え、強度の視野狭窄があることから夜間一人で外出しないように医師から注意されていたことも踏まえると、通常人よりも注意を払って通行すべきであった。被告が、原告の身体的状況を想定した完全無欠の安全性までを具備させておかなければならないものとはいえ、営造物の設置及び管理に瑕疵はない。

(2) 損害の有無及び額（争点2）（略）

(3) 素因減額（争点3）（略）

(4) 過失相殺（争点4）

(被告の主張)

仮に、被告による営造物の設置又は管理に瑕疵があるとしても、歩行者は、歩行するに当たって、

前方を注視し、周囲の状況を的確に把握しながら歩行すべき義務がある。原告は、本件通路を日常的に通行しており、転落場所にフェンスが存在しない状況を把握できていたこと、通常の歩行ルートと異なり、敢えて駐車車両とパラペットの間という狭いルートを選択して、〇〇川沿いに身を寄せて危険性を増大させていること、先行事故で受傷しており、また、強度の視野狭窄を患っている原告の身体状況からすれば、夜間に一人で外出したことは軽率であること、転落場所にフェンスが存在しない状況を把握していた以上、本件事故の際、フェンスがあると勘違いしたとしても、その勘違いがやむを得ないものであったとはいいがたいことなどの事情からすれば、原告において、歩行者としての基本的な注意義務を怠った程度は相当大きく、10割に近い割合での過失相殺が認められるべきである。

(原告の主張)

否認し、争う。被告が指摘する点は、過失相殺を基礎づける事実とはなりえない。すなわち、原告が駐車車両とパラペットの間を通行したのは、後方から進行してくる車両に接触されることを防止するためであったこと、原告が強度の視野狭窄という身体の障害を抱えていることや高齢者であることはむしろ原告に有利に斟酌されるべき事情である。なお、転落場所付近のみフェンスが途切れている状況であるところ、歩行者において、その部分にもフェンスがあると誤信して転落する危険性が高まるのであるから、原告においてフェンスが一部途切れていることを認識していたとしても、そのことが過失相殺を基礎づける事情とはならず、本件において過失相殺をするのは相当ではない。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実に加え、後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 転落場所付近の客観的状況

ア 転落場所は、北東方向から流れてくる〇〇川の西側護岸沿いに位置しており、戸建て住宅が多数立ち並ぶ住宅街の一角である。〇〇川を隔てた東側には、大型商業施設等が存在する。転落場所より上流の〇〇川の西側護岸沿いには一車線の道路が通っているところ、転落場所付近において、そのまま南西方面に進む道路と、〇〇川に沿って南方向に進む本件通路とに分岐する。この分岐地点に郵便局があり、その敷地の東側（本件通路側）には駐車場が設けられている。本件通路は、上記道路との分岐地点付近では幅員が8.1メートルほどあるが、郵便局の駐車場前付近では幅員が5.2メートルほどに狭まり、更に南に進むにつれて徐々に幅員が狭くなり、最終的には歩行者が通行できる程度の幅しかなくなるため、車両の通り抜けはできない。

イ 本件通路はA市が所有、管理する土地であるが、昭和59年12月20日、私人により道路の位置指定申請がされるなど、外形上、周辺道路との見分けがつかず、周辺住民らの通行に利用されている。特に、平成8年11月以降、大型商業施設の進出に伴って本件通路から〇〇川を渡る通路橋が設けられたことから、周辺住民らが大型商業施設に徒歩で買い物に行くことが増えた。一方、転落場所を含む本件通路の護岸沿いには街灯がまばらにしか存在しないため、日没後は暗くなる。また、転落場所付近あるいは本件通路上には、たびたび路上駐車がされていた。

ウ 転落場所付近の護岸高は約2メートルであり（ただし、後記パラペットの高さを除く。）、本件事故当時、転落場所付近の〇〇川の水深は約20センチメートルであった。そして、前提事実(2)ウ記載のとおり、転落場所付近にはフェンスが設置されておらず、転落防止措置としては、路面から

の高さが30センチメートルから63センチメートルのパラペットが設けられていた。

エ 転落場所より上流の〇〇川沿いの道路は、道路法における道路であることから、防護柵設置基準に基づき、防護柵としてフェンスが設置されている。また、本件通路は道路法における道路ではないものの、転落場所より下流の護岸沿いには、昭和40年代以降、工業団地の造成と水路の付け替えに伴い、造成地と下線域の区画の判別のためにフェンスが設置されていた。

(2) 本件事故の事故態様等

ア 本件事故当日、原告は、大型商業施設で買い物をするために、杖を右手に、小型の懐中電灯を左手に持ち、矯正眼鏡をかけて自宅を出発した。当時の原告は、矯正眼鏡をかけた状態での視力が0.6程度あったが、両眼の視野は左右とも10度以内であったことに加え、夜盲の症状により、信号機の色や自動車のライト等の光は見えるものの、日没後の薄暮の時間帯であり、昼間に比べて近くの物が見えにくい状態であった。

イ 原告は、郵便局に立ち寄り、ポストにはがきを投函した。そして、〇〇川にかかっている通路橋を渡って大型商業施設に買い物に行こうとしたが、郵便局前の駐車場に自動車が止まっていたことや、本件通路の右端（郵便局の奥の住宅沿い）には蓋のない側溝が続く場所があることから、安全のために郵便局前で本件通路を横断して〇〇川の護岸沿いを歩くこととした。

ところが、護岸沿いに2台の自動車が縦列して路上駐車しており、原告は、これらの車両の右側を歩くと後方から自動車が来たときに接触される可能性があると考え、これらの車両の左側、すなわち、本件通路の最も護岸寄り（車両とパラペットとの隙間）を通り抜けることにした。なお、その時点において、後方から自動車が実際に接近していたという事情はなく、転落場所付近の交通量自体も少なかった。

このようにして駐車車両とパラペットとの間を歩いていた際、原告は、右手に持っていた杖が車両に接触しないように、体をやや護岸側に傾けて左手でフェンスにつかまろうとしたところ、本件転落場所付近にフェンスが設置されていなかったため、そのままバランスを崩してパラペットを超えて〇〇川に転落した。

ウ なお、原告は、本件通路を日常的に通行しており、転落場所付近にフェンスがないことを認識していたが、本件事故の際には咄嗟にフェンスにつかまろうとしたものである。また、原告は、普段、本件通路を通行する際には、本件通路の中央部分のやや左（護岸寄り）を歩くことが多く、本件通路の端（護岸沿い）を歩くことはなかった。

(3) 本件事故後の周囲の対応等（略）

(4) 原告の治療経過等（略）

2 争点1（営造物の瑕疵の有無）について

(1) 国家賠償法2条1項にいう営造物の設置又は管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいい、瑕疵の存否は、事故当時における当該営造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的、個別的に判断される（最高裁昭和42年（オ）第921号同45年8月20日第一小法廷判決・民集24巻9号1268頁、同昭和53年（オ）第76号同年7月4日第三小法廷判決・民集32巻5号809頁）。

(2) そして、前提事実(2)及び認定事実(1)によれば、本件通路は、戸建て住宅が立ち並ぶ住宅街の中に位置しており、周辺に郵便局や大型商業施設が存在し、大型商業施設には〇〇川にかかる通路橋を渡って行くことができるため、近隣住民らの日常的な通行に利用されていたことが認められる。そ

うすると、その利用者の範囲は概ね近隣住民に限定されるものの、本件通路が備えるべき安全性を考える上では、子どもや高齢者、障害者等の利用も想定する必要がある、このような利用者の中には、護岸沿いを通行中何らかの拍子にバランスを崩したり、パラペットの上を歩いたりする者が想定されないわけではない。そして、転落場所付近の上流側及び下流側は、いずれもパラペットに加えて成人男性の肩ほどの高さのあるフェンスが設置されているのに対し、状況的には全く変わらない転落場所付近は約 19.5 メートルにわたってフェンスが設置されておらず、しかも、約 2 メートルの護岸高に対して水深が非常に浅いため、本件通路の利用者が川に転落した場合には、骨折等の重大な傷害が生じる可能性が高かったと認められる。これらの事情に加え、本件通路は日没後に相当暗くなり、利用者の身体条件によってはパラペットの存在やフェンスの有無が判然としない状況になり得ることも考慮すると、フェンス未設置の部分から利用者が川へ転落することは具体的に予想し得る事態であり、こうした事故を防止するためには、転落防止用のフェンスを設置する必要があるというべきである。したがって、転落場所付近にフェンスが設置されていなかったことは、住民の日常利用に供される本件通路が通常有すべき安全性を欠いていたことになり、営造物の設置又は管理に瑕疵があったと認めるのが相当である。

- (3) これに対し、被告は、高さ約 30 センチメートルから 63 センチメートルのパラペットが設置されていることから、転落防止措置としては十分であり、瑕疵はない旨主張するが、前記のとおり、大型商業施設の開業に伴い、近隣住民らによる本件通路の利用が増えている状況を考慮すると、上記のパラペットのみでは転落防止措置として十分とはいえない。

また、被告は、「河川の自由使用等に係る安全対策に関する提言」を引用し、転落場所付近は河川管理施設であり、その管理基準に照らせば、利用者の自己責任に委ねられる部分もあるという趣旨の主張をするが、河川管理施設であったとしても、具体的な利用状況等を前提に通常有すべき安全性を備えているか否かが判断されることに変わりはなく、前記認定事実に係る諸事情を検討した上で、通常有すべき安全性を欠いていたとする上記の判断に影響を与えるものではない。

さらに、被告は、本件事故の態様等が被告において通常予測し得ないと主張し、過去に転落場所付近で転落事故が起きたことがないことや本件事故以前にフェンス設置の要望が出されたことがないことなどを指摘する。しかし、本件事故の態様そのものを予測することが困難であるとしても、前記のとおり、本件通路の多様な利用者を想定すれば、可能性は高いものでなくても転落事故が発生する具体的危険性を想起することはできるのであり、転落場所付近でバランスを崩し、パラペットを超えて川へ転落するという態様がおおよそ予測できないというものではない。また、過去の転落事故の有無や住民の要望の有無については、転落事故が偶発的なものであることからすれば、それらが存在しないからといって直ちに瑕疵が否定されることにはならない。

したがって、被告の主張は採用することができない。

3 争点 2 (損害の有無及び額) について (略)

4 争点 3 (素因減額) について (略)

5 争点 4 (過失相殺) について

前記認定事実によれば、原告は、本件通路を日常的に通行し、転落場所付近にフェンスがないことを認識しており、普段は本件通路の端ではなく、中央付近を通行していたことが認められる。そして、本

件事故当時の原告の行動は、原告なりに安全を考えた結果のようであるが、本件通路の形状からすると、原告の後方から自動車が走行してくる可能性は低く、護岸のパラペットと駐車車両の隙間を敢えて通行することの必要性、合理性が高かったとまではいえない。そうすると、原告の選択は、かえって事故発生の危険性を高めるものであったといわざるを得ず、フェンスのない転落場所付近においても、一般人が通常の注意をもって通行する限り、川へ転落することは考えにくいことをも考慮すると、原告の過失の程度は軽いものとはいえない。

これらの事情に照らすと、本件事故によって原告に生じた損害につき5割の過失相殺を認めるのが相当であり、前期3(9)の合計額に5割を乗じると、307万9111円(1円未満切り捨て)となる。

なお、被告は、原告が先行事故によって受傷していることや、強度の視野狭窄があり、夜間に一人では外出しないようにと医師から指摘されていたことも、原告の注意義務違反を基礎づけると主張する。しかしながら、先行事故による受傷の内容及び程度に照らせば、それが本件事故当時の原告の行動に一定の規範や制約を加えるものとはいえないし、原告は懐中電灯や杖を持って外出するなど、自らの障害を踏まえた一定の事故防止行動を取っており、偶発的な本件事故との関係で、上記の割合を超えて、視野狭窄であること自体を過失の基礎事情として評価すべきではない。

6 まとめ

本件事故と相当因果関係のある損害としての弁護士費用は、前記の過失相殺後の損害額の約1割に相当する30万円を認めるのが相当であるから、これを加算した損害額は、合計337万9111円となる。

第4 結論

よって、原告の請求は主文掲記の限度で理由があるからその限度で認容し、その余は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。